

# 定 款

公益社団法人 国際厚生事業団

( 略 称 J I C W E L S )

# 公益社団法人国際厚生事業団定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人国際厚生事業団〔(英文名を「JAPAN INTERNATIONAL CORPORATION OF WELFARE SERVICES」とし、その略称を「JICWELS」とする。(以下「事業団」という。))〕と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 事業団は、海外への福祉協力、海外との情報交換、海外広報活動、経済連携協定に関する事業等を通じ、国際的相互依存時代の福祉の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外の保健医療、社会福祉、社会保険等福祉の各分野にわたる専門家等に対する研修
- (2) 日本の福祉に関する海外向け広報
- (3) 海外福祉情報の収集、分析、普及及び出版物の刊行
- (4) 諸外国の福祉に関する調査研究
- (5) 福祉関係の文献等の翻訳
- (6) 福祉分野における国際交流活動への援助
- (7) 経済上の連携に関する協定に基づく福祉分野における外国人専門家の受け入れの支援
- (8) 外国人介護人材への支援
- (9) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会 員

(事業団の構成員)

第5条 事業団の事業に賛同する個人又は、団体であつて、次条の規定により事業団の会員となつた者をもつて構成する。

2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 事業団の会員になろうとする者は、次の基準に従つて、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業団の目的に賛同し、その活動に協力する意思及び能力のあること。
- (2) 事業団の公正な活動に支障をきたすものではないこと。
- (3) 事業団の定款、規則その他決定を尊重する意思のあること。

(経費の負担)

第7条 事業団の管理運営費に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意の退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 事業団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 当該個人会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は当該団体が解散したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

(義務の履行及び抛出金品の不返還)

第 11 条 退会し、又は、除名された者は、会費納入など未履行の会員としての義務を速やかに履行しなければならない。

2 前 3 条により資格を喪失した者が既納した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他事業団の運営に関する重要な事項及び総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、定時総会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は総会の日々の 2 週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない会員は、法令に定めるところにより、あらかじめ通知された事項について、書面による議決権の行使、議決権の代理行使(他の会員を代理人として)、電磁的方法による議決権の行使をすることができる。

2 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(団体会員にあつては、名称及び出席者氏名)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 事業団に、次の役員を置く。

理事 6人以上10人以内

監事 2人以上4人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち1人を専務理事とする。
- 5 前項の専務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。
- 4 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、事業団の業務を分担し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表権の行使を除き、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事及び監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事に対しては、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 事業団に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会

の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 会長等

(会長)

第 33 条 事業団に会長を置くことができる。

2 会長は、理事長に対し、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 会長の選任は、理事会において決議する。

4 任期については、役員任期に準ずる。

5 報酬については、役員報酬に準じて支給することができる。

(顧問)

第 33 条の 2 事業団に任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において任期を決めて決議する。

4 顧問の報酬等については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等とし支給することができる。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 事業団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え

- 置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出することができる。
  - 4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 36 条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に報告し承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 38 条 事業団が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

## 第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 39 条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 事業団は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 事業団が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 事業団が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 事業団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

## 第 1 2 章 補 則

(委 任)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人設立の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
2. 事業団の最初の代表理事（理事長）は、高久 史麿とする。
3. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 一部改正は、2019 年 6 月 25 日から施行する。
5. この改正は、2020 年 1 月 1 日から施行する。
6. この改正は、2021 年 4 月 1 日から施行する。